登別市意見公募(パブリックコメント)実施要綱 解説版

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募(以下「パブリックコメント」という。)制度に関して必要な事項を定めることにより、市民への説明責任を果たし、市の政策形成過程の公平性の確保と透明性の向上を図るとともに、市政への市民参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

考え方

本制度は、市のさまざまな政策等の意思形成過程において政策等の案を公表し、 広く意見をお聞きする機会を設け、意見に対する応答義務を市自らが課すことによ り、策定しようとする政策等に関して市の説明責任を果たすとともに市民と市の協 働のまちづくりの推進に資するものです。

これまでも、各部局の判断でパブリックコメントに類した手法を用いて広く意見をお聞きしてきましたが、市政の推進にあたっては、これまで以上に市民参画によるまちづくりを推し進めることが重要であり、市民生活に関わる施策や計画、条例等についてより一層積極的に情報発信し、透明で公正な政策決定に取り組む必要がありますので、全庁共通のルールとして制度化します。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策、条例等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、その案並びに案の趣旨及び内容等を公表して広く意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、教育委員会、消防長、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

考え方

本制度は、市民参画によるまちづくりを推進するため、政策形成段階において 広く情報発信し、多くの意見を政策等に反映させていこうとするもので、提出され たさまざまな意見を考慮し、その上で政策決定するというものです。そのため、提 出された意見に必ずしも拘束されるというものではなく、また、提出件数によって 賛否を問うものではありません。本制度においては、多数意見も少数意見も同様に 扱います。

実施機関については、本制度について全庁上げて取り組む姿勢を明確にするた

め、議決機関である議会や審査機関(監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委 員会)を除く市の機関全てをこの制度の実施機関に位置付けしています。

(対象)

- 第3条 パブリックコメント制度の対象となる市の政策等の策定は、次の各号に 掲げるものとする。
 - (1) 市の基本的な構想や計画等の策定又は改廃
 - (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民生活や事業活動に直接若しくは重大な影響を与える条例、規則、指針等(市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関する条項を除く。) の制定又は改廃
 - (4)公共施設の建設若しくは廃止に係る計画等の策定又は重要な変更
 - (5) 事務事業評価(外部評価を除く。)
 - (6) 市の憲章及び宣言等の制定又は改廃
 - (7) その他実施機関が必要と認めるもの

考え方

パブリックコメント制度において、その対象となる政策等とは、市全体あるいは一定の地域等に関わるような様々な行政課題に対応するための方向性を示した市の基本的な構想や計画、条例などです。これらの政策等は、関連する各施策等の方向性を示すものであり、市民の生活に大きく関わるものです。

そのため、これらの政策等について、意思形成の過程で政策等の案を公表し、 意見提出の機会を確保することがパブリックコメント制度の目的の一つでもありま す。

本制度は、公の政策等を対象とするものであるため、提出される意見に対しては、個人的な利害にとらわれず、地域社会全体の利益等の観点からの意見を期待しています。そのため、特定の方の利害に深く関わるようなテーマや非常に狭い区域等を対象としたテーマは本制度に馴染まないものと考えます。

また、市民に直接の影響が及ばないような行政組織内部のみに適用される事項 についても本制度の対象には馴染まないと考えます。

なお、本制度は、市の政策形成の過程に新たな手続を付加するものであり、全ての政策形成の過程にこれを義務付けることは行政運営の迅速性・効率性の面から困難であると考えられます。

本項目は、これらの考えに基づき、対象となる政策等の範囲を示したものであり、実施機関はどの政策等が対象となるかを判断し、併せてその判断についても説明責任を負うものです。

〇 「(1)市の基本的な構想や計画等の策定又は改廃」に定める構想や計画等とは、市内の全域又は多くの市民を対象とするものや市政のあり方、方向性を定めるものです。例えば、市の総合計画の基本構想や基本計画といった総合的な

構想や計画のほか、都市計画マスタープラン、環境基本計画、高齢者保健福祉 計画などの環境や福祉、都市計画等の行政分野ごとの基本的な計画、方針を対 象としています。

- 〇 「(2)市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃」に定める条例とは、 広く市民を対象とする制度や市政のあり方、方向性を定めるものです。例えば、 上位法に基づき定めた条例や行政組織の内部手続を定めた条例等を除き、行政 手続条例や情報公開条例のような市政を推進する上で共通の制度を定めたもの、 環境基本条例などの個別行政分野における基本理念、方針などを条例として定 めたものを対象としています。
- 〇 「(3)市民生活や事業活動に直接若しくは重大な影響を与える条例、規則、 指針等(市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に 関する条項を除く。)の制定又は改廃」とは、地方自治法第14条第2項「普通 地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めが ある場合を除くほか、条例によらなければならない。」に基づき、市が条例で 市民に義務を課し、または権利を制限する事項を定めている条例などを対象と しています。

ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関する条項」については、市の財政に与える影響について十分な検討がなされないまま負担感が先立ち、単に個人負担の軽減を求める意見の提出が想定され、案の賛否ではなく建設的な意見を期待するパブリックコメント制度に馴染まないと考えます。

また、地方自治法第74条第1項「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」においても、金銭等の徴収に関する事項は対象外としています。

- 〇 「(4)公共施設の建設若しくは廃止に係る計画等の策定又は重要な変更」とは、市民の利用が想定される会館や公園、図書館等の施設整備に係る理念、機能等を定める計画等を対象としています。
- 〇 「(5)事務事業評価(外部評価を除く。)」とは、市が行う事務事業評価の 対象となっている各事業の内容と各事業に対する市の評価内容を指します。

外部評価については、市民等から選任した委員が市民の目線から評価する制度のため、対象外とします。

〇 「市の憲章及び宣言等の制定又は改廃」とは、市民憲章や国際観光レクリエーション都市宣言、平和都市宣言等を対象とします。

(適用除外)

- 第4条 政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定 は、適用しない。
 - (1) 迅速又は緊急を要するもの
 - (2) 国、北海道、近隣市町村等の政策等との整合性を図るため、市の裁量の余 地が少ない政策等
 - (3) 法令の改正若しくは廃止に伴う条項等の移動又は用語の整備等の軽微なもの
 - (4) 意思決定を行う際に、意見聴取の手続が法令等で定められているもの
 - (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関又はこれに類する機関において、この要綱に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき策定するもの
 - (6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するも の

考え方

- 〇 パブリックコメント制度の対象となる政策等は、十分な時間をとった上で論議 を深めていくべきものですが、早急に施行しない場合に政策等の効果が薄れて しまうため、本制度を活用できない場合や災害対策など明らかに緊急を要する 場合を適用除外とします。
- 「市の裁量の余地が少ない政策等」や「軽微なもの」とは、政策等の制定や改 廃の方法・内容等について法令や上位計画等で定められている場合や制度の大 幅な改正または基本的な事項の改正を伴わないもので市の裁量の余地が少ない ものを指します。
- 本要綱に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められ、その法令等の規定に基づく方法で意見聴取を行った場合、パブリックコメントを行ったものと見なします。

法令等による公聴会等の開催や縦覧、意見書の提出の例としては、都市計画の決定(都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第16条及び第17条)やみどりの基本計画(都市緑地法(昭和48年9月1日法律第72号)第4条)などが上げられます。

〇 「地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの」とは、市民から住民投票条例の制定について直接請求された場合などが考えられますが、この場合、住民投票条例の可決について議会が審議するとともに、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署をもって請求された条例のため、民意も反映されていると考えることができますので適用除外とします。

(意見の提出者)

第5条 この要綱の定めるところにより、何人も実施機関に対し、政策等の策定 に係る意見(以下「意見」という。)を提出することができる。

考え方

政策等の策定または改廃により影響を受ける市民に限らず、市民以外からの意見についても受け付けることで、市外の有識者等からの情報や専門的な見地による意見の提出が期待でき、市政の活性化や政策等の向上を図ることができると考えます。

そのため、意見の提出者には制限を加えないものとし、外国人を含むすべての 人、法人のほか、法人格の有無に限らず、団体の規約及び代表者が定められている 町内会、各種団体からの意見も受け付けることとします。

(政策等の案の公表等)

- 第6条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に、政策等の案を公表しなければならない。ただし、登別市情報公開条例(平成18年条例第34号)第7条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)については、この限りでない。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次の各号に掲 げる資料を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう 努めなければならない。
- (1) 政策等の案の概要(政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景)
- (2) 法令又は条例等に基づく政策等の案にあっては、その根拠法令又は条例等
- (3)上位計画に基づく政策等の案にあっては、その上位計画の概要
- (4)前3号に掲げるもののほか、政策等の案について理解を深めるために実施機関が必要と認める資料
- 3 第1項の規定による政策等の案及び前項に規定する資料の公表は、次の各号 に掲げる方法の全てにより行うものとする。
- (1) 市公式ウェブサイトへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所及び担当グループでの閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が必要と認める方法
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する政策等の案及び第2項に規定する資料の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、政策等の案及び関係資料全体については、担当グループにおける閲覧のみとすることができる。
- 5 実施機関は、第1項から第3項までの規定により公表するときは、次の各号に掲げる事項について広報のぼりべつ及び市公式ウェブサイトへの掲載等の方法により、周知を図るものとする。
- (1) 政策等の案の名称
- (2) 閲覧場所及び資料の配布場所
- (3)意見の提出期間

- (4) 意見の提出方法
- (5) 意見の提出先
- (6)担当部署名及び問い合わせ先

考え方

- O 政策等の案を公表した後、実施機関は、案に対する市民等の意見に従った変更 や軽微な変更を除いて、その案の内容に拘束されます。そのため、実施機関は パブリックコメント実施前に政策等の案を十分に検討する必要があります。
- 〇 政策等の案の公表にあたって実施機関は、計画案や条例案等だけを示すのではなく、その趣旨や目的、策定に至った背景、政策等の概要、根拠法令及び上位計画等を分かりやすく示す必要があり、市民等がその案について内容を十分に理解し、適切な意見を提出できるよう努める必要があります。

例えば、条例案の場合は、条項ごとに分かりやすい説明文等を付ける必要があります。

○ 公表の方法は、広く市民等の意見を聞くために示しているもので、これ以外にも意見を聞く手法がある場合、実施機関はその実施に努める必要があります。

本要綱で明記している公表の方法は、広範な市民等の意見を聞くため市公式ウェブサイトの活用を義務付けています。

「実施機関が指定する場所」とは、市内の主な公共施設を想定しており、市役所本庁舎、各支所、市民会館、図書館などでの掲示を行うこととします。

○ 案及び公表資料が相当量に及ぶ場合は、そのすべてを配布または掲載することが困難であり、経費等の面からも不適当と考えられる場合は、案及び公表資料のすべてを添付する必要はないこと定めています。

また、この場合は、政策等の案の担当グループにおいて閲覧できるようにする 必要があります。

○ 実施機関は、どのような政策等の案に対してパブリックコメントが行われているかについて、多くの市民等が知ることができるよう広報のぼりべつと市公式ウェブサイトの活用を義務付けています。

(意見の提出)

- 第7条 実施機関は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見の提出を受けなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることができない特別な事情があるときは、理由を明記して当該期間を短縮することができる。
- 2 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参若しくは郵送 又は実施機関が適当と認める方法によるものとする。
- 3 意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を明記するものとする。
- (1)氏名(法人その他団体にあっては、その名称及び代表者氏名)
- (2)住所(法人その他団体にあっては、主たる事務所の所在地)

(3) 電話番号

4 意見に使用する言語は、日本語とする。ただし、実施機関が認める場合は、日本語以外の言語を使用することができる。この場合において、実施機関は、意見の日本語訳の添付を求めることができるものとする。

考え方

〇 意見の提出期間は、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第 3項に準じ、30日以上とします。

ただし、法令等の施行に合わせ条例等についても施行しなければならない場合など、30日間の意見提出期間を設けることができない場合は、公表時にその理由とともに明示することとします。

○ 意見の提出方法は、郵便又は窓口等への持参とし、意見の内容等が紙等で確認 できることを前提としています。そのため、後日、内容が明確に確認できない 電話等を利用した口頭による意見は対象外とします。

また、上記の方法で提出された場合以外でも、例えば、ファクシミリや電子メール、Logo フォームによる意見提出のほか視覚に障がいのある方による点字を用いた意見提出も当然、受け付けるものとします。

「実施機関が適当と認める方法」とは、市内の主な公共施設(市役所本庁舎、 各支所、市民会館、図書館など)での意見箱への投函、ファクシミリ又は電子 メールによる送信を想定しています。

- 意見を提出する際は、意見提出者に自己の意見に対して責任を持ってもらい、 市民等と行政の良好な関係を築くため、また、意見の内容を確認する必要があ る場合が想定されるため、氏名(法人その他団体にあっては、その名称及び代 表者氏名)、住所(法人その他団体にあっては、主たる事務所の所在地)、電 話番号の明記を求めることとします。
- 〇 意見提出に使用する言語は、原則、日本語とし、他の言語を使用する場合は、 日本語訳の添付を求めることができることとします。

(意見の取扱い)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策 定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見が非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- (1)提出された意見の要旨
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合においては、当該修正内容
- 3 前項に規定する公表は、次の各号に掲げる方法の全てにより行うものとする。
- (1) 広報のぼりべつ又は市公式ウェブサイトへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所及び担当グループでの閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が必要と認める方法
- 4 提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方は、まとめて 公表することができるものとする。
- 5 意見の提出者への個別の回答は、行わないものとする。
- 6 意見の提出者の氏名その他の個人情報は、公表しない。ただし、政策等の案 の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときは、こ の限りでない。
- 7 実施機関は、第2項及び第3項の規定により公表するときは、次の各号に掲 げる事項について、広報のぼりべつ及び市公式ウェブサイトへの掲載等の方法 により、周知を図るものとする。
- (1)政策等の案の名称
- (2) 閲覧場所
- (3)担当部署名及び問い合わせ先

考え方

O 実施機関は、意見の募集を終了した後、意見を取りまとめ、策定しようとする 政策等に意見提出者の意図することが合理的に反映できるかを検討し、最終的 な意思決定を行います。

パブリックコメントは、市民等に対し政策等の案についての賛否を問うもので はなく、また、意見の多寡によって判断すべきものでもありません。

提出された意見は、必ず取り入れるということではなく、意見の内容に着目 してより良い政策等の実現に向け、真摯に検討することが必要です。

- 〇 政策等の案に対し、直接関係の無い意見や賛否のみを表明した意見については、 公表しません。
- O 匿名や住所、氏名等、意見提出者が意見を提出する際に実施機関に求められている意見提出者に関する事項が明記されていない場合は、その意見について公表しません。

ただし、意見の内容については考慮することとします。

○ 公表の手法については、第6条第3項の規定を準用しています。

- 周知の手法については、第6条第5項の規定を準用しています。
- O 趣旨・内容等が同じような意見については、内容ごとに整理して公表します。 なお、提出された意見の中に個人または法人等の権利利益を害する恐れのある 情報など、公表することが不適切な場合、その全部または一部を公表しないこ とができます。
- 意見の提出者への個別の回答は行いません。
- 公表にあたっては、第7条第3項の規定による氏名及び連絡先等は、事前に公 表を予定していることを明示している場合以外は公表しません。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度の実施状況に関する一覧表を作成し、 これを次の各号に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 市公式ウェブサイトへの掲載
- (2) 市長が指定する場所への掲示

考え方

実施状況に関する一覧表には、第6条によりパブリックコメント制度により意 見を募集しているもの既に意見募集期間を終了したものも掲載します。

また、意見募集期間の終了したものの一覧表への掲載期間は、提出された意見に対する市の考え方等が公表された月から一年間とします。

「市長が指定する場所」とは、市内の主な公共施設(市役所本庁舎、各支所、 市民会館、図書館など)を想定しています。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

考え方

要綱に定めているほか、細かい事務手続きなどについて定める必要がある場合は、別個定めることとします。